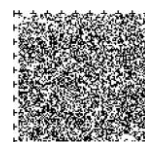


令和7年3月4日

令和6年度第3回
世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 それでは、皆さんこんばんは。Z o o mの皆さんもこんばんは。本日も対面とZ o o mのハイブリッドでやってまいります。どうぞよろしく願いいたします。

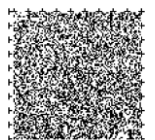
今日は、本当にお足元のお悪い中、こちらまでおいでいただきましてありがとうございます。本日は令和6年度第3回目の世田谷区障害者施策推進協議会になります。私は、進行を務めます障害施策推進課長です。どうぞよろしくお願いします。

初めに、出欠の状況を確認させていただきます。今日は欠席のご連絡が、視力障害者福祉協会の委員より入っております。その他、遅れていらっしゃるという御連絡がありまして、あとオンラインのほうも一、二名まだ入っていないと聞いていますが、委員の総数が28名なのですが、現時点で過半数を超えておりますので、本日の協議会は成立しておりますので、このまま進行を進めたいと思います。よろしくお願いします。

初めに、それでは障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆様、こんばんは。障害福祉部長でございます。本日はお忙しい中、また天気が悪い中、オンラインの方も含めて御参加いただきましてありがとうございます。ちょっと雪も降ってきて、何か世田谷線も止まっているということなので、手短に済ませたいと思いますが、世田谷区ではインクルージョンプランに基づいて障害施策に様々取り組んでおりますが、インクルージョンプランでは、障害当事者の選択肢を支えるという言葉がキーワードに取り組んでおりまして、選択肢を支えると言っても、そもそも選択肢があまりないようでは当事者の方も困ってしまいますので、できるだけその選べる選択肢を増やしていくということが重要かと思っております。

これについては、当然、我々行政がある程度中心になってやっていきます



が、今日御参加の関係者の方々や関係機関、事業者の方、場合によっては当事者の方も含めて、いろいろな方のお知恵とお力をお借りしながら、障害施策の充実に努めてまいりたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いします。

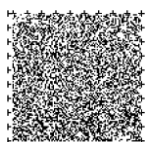
○障害施策推進課長 続いて、配付資料の確認をさせていただきます。事前に事務局よりメールしましたが、本日、資料4と5が追加となっております。会場参加の皆様には机の上にて紙資料を置いてございます。

資料の確認ですが、まず資料1が、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）について、資料2、東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援・短期入所におけるユニット構成の見直しについて、資料3、障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援取組事例集、資料4、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（案）について、資料5、緊急時バックアップセンター事業の運営手法の一部見直しについて、その他に第3回の質問・意見用紙、第1回、第2回の質問・意見、第2回の議事録、それから最後に、せたがやインクルージョンプラン～わかりやすい版～の冊子をおつけしてございます。配付資料は以上となります。過不足がありましたら、最寄りの職員までお声がけください。大丈夫でしょうか。

また、本日の案件ですが、報告の順番について、あるいは案件の追加等がありましたので、資料番号と報告順が前後いたしますが、あらかじめ御了承ください。

それでは、オンラインと対面のハイブリッドですが、いつもどおりオンラインの使い方というのでしょうか、オンラインの方は基本的にはオフにしながら、指名されたらオンにするとかいう形で発言をしていただいて進めていければと思います。

ここからの進行については部会長にお願いいたします。よろしくお願いします。



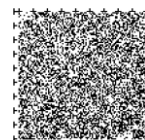
○部会長 本当に足元の安定しない中をお集まりいただき、ありがとうございます。こんな天候でありますし、大事な課題について貴重な資料を御用意いただいているのですが、なるべく効率的に進めていきたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。最初に、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）についてということで、教育指導課副参事からの御説明をお願いいたします。

○副参事 皆さん、こんばんは。学校教育部副参事と申します。私からは、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）について御説明させていただきます。オンラインで少し聞き取りづらい部分があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、右上の数字で1ページを御覧ください。1の主旨でございます。教育委員会では、令和5年度からせたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定に向けて、庁内関係所管、学校関係者及び外部有識者を交えた作成委員会を教育委員会事務局内に設置して素案を取りまとめ、10月の推進委員会でも御説明しました。その後、区民意見募集等でいただいた意見を踏まえ、作成委員会でも検討を行い、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）を取りまとめましたので、御説明させていただくものでございます。

続いて2、ガイドライン（案）の内容でございます。本ガイドラインですが、4章で構成されており、表紙をめくると、まず「はじめに」、次に「教育長あいさつ」、「ガイドライン作成委員会 委員長あいさつ」と続き、その後、第1章では「ガイドラインの位置付け・構成」、第2章では「世田谷区がめざすインクルーシブ教育の姿」、第3章では「インクルーシブ教育 行動コンセプトの実践ポイント」、第4章では「ガイドラインの活用について」、そして作成委員会開催の概要、また最後に、現在の区で実施されている各施策等をまとめ



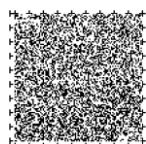
た資料編をつけております。

では、内容について詳しく御説明いたします。右上の数字で4ページ、5ページの「はじめに」を御覧ください。こちらでは、世田谷区教育大綱を受けて、世田谷区教育振興基本計画を策定したこと、それに基づいて推進していくことを記載しています。

6ページ、教育長の挨拶では、教員に向けて、本ガイドラインから、これまでの自身の教育の在り方について、新たな発見や考えられること、気づいたことを日々の授業や教育活動に生かしてほしいということ、また、教育委員会としても支援体制等の取組を示し、一緒に一歩ずつ推進していくということを示しております。

7ページ、「作成委員会 委員長あいさつ」では、世田谷区のインクルーシブ教育の基本方針は、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」であり、それは学びの権利を保障していくということであること、また、本ガイドラインには、実践のポイントとして事例を掲載し、教職員や区職員等の研修資料や人権教育の授業に活用してもらうとともに、身近で日常的な事例を絶えず加え、学び、挑戦し続けていくことが大事であると示し、本ガイドライン策定の意義や目的を明確にしております。

では、10ページの第2章を御覧ください。基礎知識として、初めにインクルージョンとはということについて説明し、そのようにしていくためにもインクルーシブ教育が重要であることについて記載するとともに、インクルーシブ教育のこれまでの歴史について、12ページから13ページでは、最初から普通学級か特別支援学級かという選択肢が提示されることはインクルーシブな状況とは言えず、国連の委員会からも、選択肢があること自体の差別性を指摘されていることや、SDGs、日本政府報告に対する総括所見の内容を記載しております。



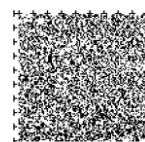
14ページを御覧ください。ここでは、取組を行う上で重要な合理的配慮やユニバーサルデザインについて言及し、特に合理的配慮は固定的なものではなく、建設的な対話に基づいて支援の在り方を変更したり調整したりする柔軟さが大切であること、文部科学省の指針の内容を踏まえ、本人・保護者に分かりやすく説明し、学校に過度の負担を課すものではない、実現可能な措置を提案することを記載いたしました。

18ページを御覧ください。ここでは「なぜ今、インクルーシブ教育なのか」として、現在の世界の状況と、区として、障害の社会モデルの考え方に基づき、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の策定、そして、せたがやインクルージョンプラン、さらには、世田谷区教育大綱、世田谷区教育振興基本計画において、インクルーシブ教育の推進を重点取組として位置づけていることを示しています。

このようなこれまでの区の考え方により、区は子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としていること、認識が十分でない教職員がいることで保護者との相互理解が不十分な状況があることから、改めて多様な背景を持つ全ての子どもが望む場で学ぶことができるようにしていくことが重要であるとしており、全ての子どもが地域で共に学び、共に育つことが当たり前であるとの認識に立てるよう一歩ずつ進めていく必要があるとしました。

20ページを御覧ください。「世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念」です。

区では様々な個性や背景にかかわらず、全ての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を目指し、大人の「こうあるべき」という観念を見直し、住み慣れた環境の中で、子どもたち一人一人に応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるような体制づくりや環境整備を進めていくこととしました。



21ページを御覧ください。教育委員会では、先ほどの基本理念を基に、インクルーシブ教育を一步ずつ進めてまいります。ここでは、学校が安心してインクルーシブ教育に取り組めるよう、教育委員会の重点取組を記載しました。

下の図について、教育委員会から一方的に支援をするだけでなく、学校から教育委員会へ相談や情報共有を行う相互連携の関係であること、また、特に保護者・地域や区長部局、関係機関と学校との連携も必要であることから、それが分かるように記載しました。

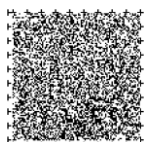
学校が安心してインクルーシブ教育に取り組めるよう、教育委員会の重点取組として5つの取組を挙げております。

22ページを御覧ください。取組1は「保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進」とし、一人一人に応じた学びを実現するため、保護者・学校・行政委員会を含む行政が一体となった仕組みを構築することと示しております。

取組2は「学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化」とし、通常の学級における配慮が必要な児童・生徒への支援を充実させるため、人材の拡充、学校への助言を行う専門チームを活用した体制の構築を行うことを示しております。

23ページ、取組3は「教職員・支援員等への専門研修の充実」とし、教職員の専門性を向上させるため、教育委員会内の専門チームや区内の先進校、区長部局と連携して、専門的な研修を実施していくこと、また、管理職、特別支援教育コーディネーター等の教員だけでなく、支援員への研修も充実させていくこと、また、進路指導についても充実を図ることを示しています。

取組4は「各学校に応じた環境整備の促進」とし、ユニバーサルデザイン推進条例に基づいた環境整備を進めること、改築だけでなく改修時にも適切な整備を行うこと、感覚過敏の児童生徒への環境整備や配慮の視点等を示しており



ます。

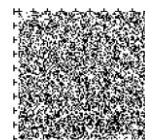
取組5は「教育委員会事務局職員の理解促進」とし、現場の教職員だけでなく、教育委員会の職員への理解促進を行うこと、現在の制度を本ガイドラインに沿って活用するとともに、必要な改善を行い、ガイドラインの趣旨に沿った取組が推進されるよう人材育成を行っていくことを示しております。

以上5つを重点取組として進めてまいります。特に子どもたちのことをよく知っている保護者との協力が非常に重要であると考えております。この協力というのは一方的ではなく双方向のものであり、これがないと何も進まないと考えております。

続いて24ページを御覧ください。現場において実践していくコンセプトとして5つ、「子どもたちが決める」、「一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や対応の充実」、「見守り、伴走する」、「子ども同士のつながりを大切にする」、「教員の専門性の向上」を設定し、これらにキーワードを追加して、後の事例にも同様に記載いたしました。これは、現場の教員が各事例について具体的にどのような場面と結びつくのかを考えるきっかけになるようにするためのものです。

続いて、27ページの第3章を御覧ください。今御説明した行動コンセプトの実践ポイントとして事例を掲載しております。この間、多くの方から御意見をいただきました。その中には、これまでのお子さんの様子や学校とのやり取りについての意見が非常に多く、皆様が感じたことや、こうしてほしかったということを知り、我々としても、このようなやり取りや思いを今回の事例に掲載し、各学校へ、そして各教員へ伝えるべきとの考えから、11の事例を掲載しました。事例の中には、帰国・外国人児童・生徒、ヤングケアラー、思い込みや偏見の事例も記載しております。

39ページからの第4章を御覧ください。「ガイドラインの活用について」、対



象やチェックリストを記載し、どのように活用していくかを説明しております。本ガイドラインは、各教員に1人1冊配付いたします。このガイドラインを校内で、そして自己研さんで、また保護者会で使う場面を想定し、その活用方法を細かく記載したものです。

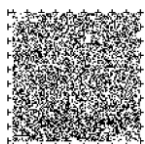
44ページからは、作成委員会の開催概要を掲載しております。これまで9回の作成委員会を開催して議論を重ね、様々な御意見をいただきました。46、47ページに、作成委員会における主な意見について記載しております。

続いて51ページを御覧ください。ここからは資料編として、インクルーシブ教育に関連する区の制度を中心にまとめております。

52から55ページは、「教育の質を高める働き方改革の推進」と「学校を支える体制」についてです。学校現場の体制をどうするのかというところについて、人員の拡充等の取組を記載し、教育委員会として現場の体制の充実について示しました。

56ページでは「特別支援学級等」について、教員に現状を正しく理解してもらうために記載しております。ここでは、区の特別支援学級や、すまいるルームの現状、「交流及び共同学習」、副籍制度について説明しており、57ページの4では、交流及び共同学習について、国連・障害者権利委員会の日本政府報告に対する総括所見において懸念と、障害者を包容する教育に対する権利に関する一般的意見第4号及び持続可能な開発目標を想起して撤回の要請が示されている事実を記載するとともに、文部科学省の通知の内容についても記載しております。

また、58ページの5では、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の内容を説明しており、次ページ以降に医療的ケア、帰国・外国人児童・生徒、性的マイノリティ、ヤングケアラー、不登校、最後に「子どもの権利を守る仕組み」として、せたホッとについての内容を記載いたしました。



それでは、1 ページに戻っていただき、3、ガイドライン策定時、策定後の取組でございます。ガイドラインを策定して終わりではなく、いかに現場に浸透させ、実践していくかが非常に重要であると考えております。まずは、3月上旬に校長と特別支援教育コーディネーター、こちらは要配慮児童生徒への支援について考える校内委員会を運営する役割を果たしている教員ですが、こちらへの説明会を、まさに昨日と本日、昨日が校長対象で、本日が特別支援教育コーディネーター対象で研修を実施いたしました。内容は記載のとおりでございます。

支援員に対しても4月以降、研修を実施する予定でございます。そのほか、福祉の専門家等による、職種や職層に合わせた研修を検討しております。

2 ページのガイドラインの送付については、先ほどお伝えしたように、全小・中学校教員、それから支援員等にも冊子を送付する予定でございます。

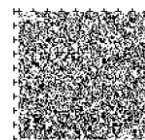
最後に4、今後のスケジュールですが、本日、こちらの障害者施策推進協議会の報告を経て、今月中、3月中に策定する予定でございます。

長くなりましたが、御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○部会長 御説明ありがとうございました。世田谷の教育というのは、もう高く評価されていて、いろいろな蓄積があるわけですが、それをさらに前に進めるガイドラインだなと私は感じた次第です。委員の皆様も、いろいろお考えがおりかと思しますので、ぜひ御質問、御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 東京都自閉症協会です。インクルーシブ教育ガイドライン、これをまとめるのはすごく大変な作業だったのだと察しております。ありがとうございます。

私も何度か、自閉症協会のほうもこのヒアリングみたいなものを受けたりとかして、意見を述べる機会があったのですが、その会場での、やはりいろいろ



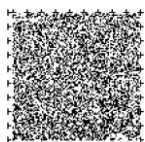
な方々の意見を聞いていると、インクルーシブ教育というのは、共に学ぶ、同じ場で子どもたちが一緒に学ぶということについて、非常に、そこから誰かが排除されるようなことは絶対にあってはならないと思うのですが、中には、やはり通級指導教室や、特別支援教室や、特別支援学級そのもの、あとは支援学校も、全部廃止するべきだというような極端な考えを持っている方もいらっしゃるって、分離ということはいけないのだということを強く述べられる団体さんとかもいらっしゃいました。

私も、その共に学ぶ環境を整備していくということについては何ら異論もありませんし、インクルーシブ教育の実現に向けて、共に一緒に協力していきたいという立場ですが、ただ、やはり今、本当にそういう支援学級や支援教室を必要としている子がいるという事実も、やはり自閉症協会としては伝えていかなければいけないと強く思っていて、その「分離、駄目だ」という声を聞いた時に、やはりそこを必要としているお子さんのことを考えて、非常に胸が痛むのですね。

なので、やはり自閉症や、あとは不登校や、発達障害や、いろいろな事情で、一緒に教室で学ぶことが難しい子たちがいるということは、こういう場でも発言して、議事録にも残していただいて、必要だということを引き続き訴えていきたいと思っています。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございました。委員、この前の会議のときも、やはりこういう特別な場を必要としているお子さんのことを強調してくださいましたし、先ほど部長も、選択肢を増やすというようなところを強調されていて、やはりそれぞれにふさわしい場とかを考えることは大事だと、改めて今、委員の御意見を聞いて思いました。

○委員 薬剤師の立場からというわけではないのですが、今の委員のお話を聞いて、本当に僕も同じ思いで、私は小児科の門前の薬局をやっているものです



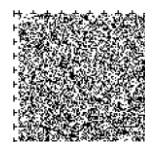
から、そういう発達とか自閉症のお子さんとかがよく見えられて、親御さんから御相談を受けます。

私自身も、いわゆる知的障害のスポーツのほうにもずっと関わっておりまして、いろいろなお子さんが見えているのですが、やはり彼らに必要なのは、みんなと一緒にとか、そういうことより、子どもさんの居場所がしっかりできているかどうかというところだと思うのですね。

やはりスポーツを通じて、知的障害者のスポーツなのですが、健常のお子さんなどもちょっとサポートに入ってもらったりして交流したり、そういうところでも、来るおさんは毎週、毎回のように来て楽しんでもらえる、やはり個々の居場所をいかにつくるかが非常に大事ではないかなと、居場所がなくなるというところが一番問題があるのではないかなということは思いました。

○部会長 またとても大事な御意見をいただきました。居場所という言葉を使われましたが、安心して自分の存在が認められる場があるということは、本当にいろいろな活動のスタートになりますし、今、委員は障害がある方のスポーツに関わってられるということでしたが、スポーツで自分の力を発揮できて、すごくいろいろなところに自信を持ってチャレンジするみたいな方のお話などもお聞きしまして、ありがとうございます。

○委員 どうもお世話になっております。貴重な御意見、とても参考になっております。ちょっとマクロ的な視野になるので、今いただいた皆様の御意見とは視点が変わりますが、社会福祉士として、今日これだけは発言したいと思っていたのですが、やはりちょっと今、アメリカの政権が替わってから、世界で目指すようになっていた地域共生社会の実現とか、多様性や包摂性を大切にしていくのだという世界共通の目標が少し——少しではないですね、かなり揺らいで、岐路に立っているような感じがしていて、社会福祉士としてはとても悲しい思いで、危機感を持って眺めているところです。



今この会議そのものも、今までとはとても違った感覚で、かけがえのない貴いものを感じております。ぜひこういうインクルーシブ教育とか包摂性、多様性、全ての子どもを包摂して、共に学び、共に育つためにどうしたらよいのかを、こうやって考えていける、意見が言える世田谷区を、これからもぜひ守っていただきたいなと思っております。

すみません、ちょっと視点がかなり大きくなるのですが、以上です。

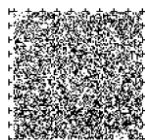
○部会長 委員、ありがとうございました。本当にアメリカの政権が替わって以降の状況などを見て、同じような危機感を感じて、改めて多様性の尊重というようなところを大事にしていかなくてはと思っている方は、またとても多いと思います。ありがとうございます。

では、やはり障害児教育が御専門のお立場で、学識のほうで委員、何かお気づきのことがあったらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 いや、私からは、今回こういう形でまとめられたということは、1つ大きな足がかりになっていくのではないかなと思っておりますので、まずはこのガイドラインに沿ってしっかりと進めていけるとよいのではないかなと思っております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。あと、教育関係というお立場では、PTAで参加してくださっている委員は何かございますでしょうか。

○委員 まずは、そうですね、これだけしっかりとしたガイドラインを何年もかけて作成してくださった皆様に、大変感謝したいと思います。これが実現していくといいますか、これから現場の方々がどのように捉えていってくれるのかなということが、ちょっと、うーん、思ったりはするのですが、先ほどの自閉症協会の方と一緒に、やはりインクルーシブ、インクルーシブと突っ走るのもすごく怖いですし、それぞれのみんなのバリエーションのある教育というものが選べるというこの指針は、本当に大事にしていきたいですし、とても感謝



しています。今は皆さんが言ってくれたので、それだけです。すみません、ありがとうございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。

あと、障害児教育を体験したお立場で、委員や手をつなぐ親の会の委員は何かございますでしょうか。では委員、お願いいたします。

○委員 ヒアリングのときにも申し上げたことですが、インクルーシブ教育で、このガイドラインができたことは本当にありがたいと思って、毎回読ませていただいています。それで、申し上げたことですが、障害児が学校に増えるということで、今までいなかった子どもたちがたくさん学校に来る、そのことに対してほかの子どもたちがどう思うか、保護者の方がどう思うかをしっかりと教えていっていただきたいなと思っています。

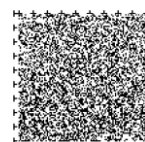
昨日、校長先生の研修があったとお話がありましたが、そのところで、学校全体の保護者、児童生徒に対して、そういうお話をするようにとおっしゃっていただけたかどうかということをちょっと確認したかったのですけれども。

それと、今後の教育の中で、教師が障害児に対して時間を割くことに対して、ほかの人たちがどう思うかもあると思いますので、インクルーシブ教育の中では、そういうことが入ってくるんだよということも教えていっていただきたいと思います。

○部会長 委員、ありがとうございました。手をつなぐ親の会の委員や、あと、委員なども何かあれば、では、お願いしてよろしいですか。

○委員 では、すみません、です。先ほど委員がおっしゃったように、我々の会からもヒアリングの会に何度か参加したメンバーがおりまして、全く同じ懸念を抱いております。

今回このガイドラインを作成していただいて、本当にありがたいと思っておりますし、みんなが同じ共有の思いというのは、やはりちょっとどうしてもず



れはあるのかもしれないのですが、本当に皆様の御努力のものを、また本当に生かしていただいて、本当に部長もおっしゃったような選択肢がしっかりあるという状況を、変な言い方ですが、守っていただきたいなと思っておりますので、本当にありがとうございました。以上です。

○部会長 ありがとうございました。では、委員。

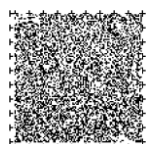
○委員 重症児を守る会です。よろしくお願いいたします。私もヒアリングに参加して、意見も述べました。このようなガイドラインを作成していただいて、インクルーシブ教育というところを全国よりもいち早く実施していただけるということにととても感謝しております。

やはり障害児を持つ家族としては皆さんと同じ考えで、障害者の共通理解というところは、すごく促進されて、皆さんに「こういう子もいるんだよ」、「こういう子たちと一緒に生活していこうね」というところでは、とてもありがたいこととは思いますが、やはり心配は尽きません。また、私どもの子どものように重度の知的障害や重度の身体障害を持つ者は、やはり支援がなくては、生活一つ、学校に通うこともできません。

そういう部分で、人員配置の配慮など、人員配置など、そういう部分とか、やはり環境整備がどれだけ進められていくのかなというところと、あと、先日のヒアリングで、今は支援を必要でない人は一人もいませんという意見がありました。なるほどと思いました。

私どもも通常級でしたが、やはりいろいろな悩みを抱え、進学等にもいろいろな悩みを抱え、人間関係にも悩みを抱え、今まで成長してきた、生活してきたなと思います。そういう部分と、特別に支援が必要な私どもの子どもと一緒に生活していくに当たっては、どうなるのだろうかということを、やはり、見守っていききたいなと思いました。以上です。

○部会長 委員、ありがとうございました。委員方からも、共に学んでいる障



害がない子どもたちがどのようにというところの、多分、期待も含めて、御意見をいただいたかと思います。

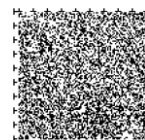
ほかに何かこのことをという委員の方はいらっしゃいますか。あと、もしよろしければ、先ほど校長会やコーディネーターの先生に御説明をして、どのように受け止めてもらえたかみたいなお言葉もあったので、このあたりについて、副参事、何か補足していただけることがあったらお願いしてよろしいでしょうか。

○副参事 たくさんの貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。説明会の中では、まだ本当に最初の説明でしたので、この後、各学校でどのように進めていけるかは注視しながら、教育委員会としても積極的に働きかけて推進していきたいと思いますが、一人一人、校長先生や特別支援教育コーディネーターの先生方も、真剣にこの内容について受け止めていただいたのではないかなという印象を持っております。

まずは、やはりこのガイドラインを策定して終わりではなくて、その現場の先生方の意識改革、それから先ほども御質問にあったように、子どもたちにも、やはりこれまで以上に、そういう多様性の理解であるとか、共に学び、共に育つということについての理解を深めていくと。

また、保護者、地域の方の御協力、御理解も欠かせないものであると考えておりますので、そういうところも、教育委員会からも積極的に発信をして、一人一人の子どもたち、誰もが自分らしく学校生活を送ることができるような教育を目指して、一步ずつやっていきたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございます。ぜひその後の進展などについても御報告を機会があるごとにお願ひできたらと、改めて思いました。それでは、インクルーシブ教育ガイドラインについては取りあえずよろしいでしょうか。



では、このガイドラインともいろいろ関わると思いますが、次に、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の案について、今日、資料を配付していただいています。支援教育課長に御説明をお願いいたします。

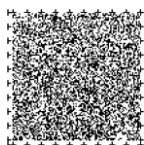
○支援教育課長 皆様、こんばんは。教育総合センター支援教育課でございます。まず、皆様に先に謝らなくてはならないのですが、このたび、資料の送付が遅れてしまい、お忙しい中、御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。今日はこの世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和7～9年度）の案について御報告します。

こちらについては、前回のときにも御報告をした素案から、今回、案にしたものですが、中身については大きな変更がありません。今回御報告の大きな中心は、前回の素案では、令和8年度と9年度に開設する特別支援学級について、まだ調整中だったところについて、学校名が決まりましたので、こちらについて主に御報告をさせていただきます。

それでは、1ページ目の1の主旨を御覧ください。現在、令和4年3月に一部改定した世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画に基づいて、区立小・中学校の特別支援学級等の開設整備等を進めており、今年度は3年ごとの見直しの年となりますが、これまでの就学相談件数の増加率等を踏まえ、特別支援学級の将来的な需要数を分析したところ、小・中学校の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級については早急な整備が必要であることが明らかとなっております。

教育振興基本計画に基づき、令和7年度から9年度に取り組む整備内容を反映させた計画に改定し、令和6年8月に素案を取りまとめたところですが、このたび、先ほど御説明したように開設予定校を選定し、それを素案に反映させたものを案として御報告します。

それでは、2の素案からの変更点、2ページの3、新たな整備計画につい



て、併せて御説明しますので、2ページ目の3、新たな整備計画を御覧ください。このたび、令和8年度、9年度の開設予定校を選定し、決定済みの7年度の開設予定校と合わせ、令和7年度から9年度の3年間で小・中学校15校に開設を予定しております。内訳ですが、こちらの表、①の小学校の知的障害学級になります。令和7年度が瀬田と用賀の2校、8年度が桜の1校で合計3校、小学校の自閉症・情緒障害学級については、7年度が京西小と玉川小、8年度が喜多見、給田、中町の3校、10年度が桜丘と千歳台の2校の合計7校になります。

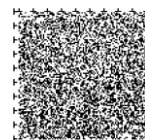
続いて、②の中学校になりますが、中学校の知的障害学級については、7年度が尾山台中学校、8年度が瀬田中学校、9年度が用賀中学校の3校、自閉症・情緒障害学級については、7年度が玉川中学校、8年度が桜丘中学校の2校となっております。これらを全部合わせて15校の予定となっております。

今回の開設予定校については、特別支援学級の少なかった玉川地域での開設予定が多いことと、可能な限り小学校から中学校への進学が同一学区内できるように開設予定校を選定したことが特徴となっております。

なお、9年度の小学校の知的障害学級、中学校の自閉症・情緒障害学級の開設予定校はございませんが、高い需要が見込まれることや、別紙の案の17ページの整備の基本的な考え方にございます(2)の①の長期的な目標ですが、地域の学校で学ぶことを基本と見据えて、特別支援学級等を全校に設置することを将来的な目標とすることから、引き続き学校と開設に向けた調整を重ねてまいります。

現在、御説明した内容については、小学校については別紙の案の18ページから23ページ、中学校は別紙の案の25ページから30ページに、こちらの開設予定校のことを反映しておりますので、御確認いただければと思います。

かがみ文に戻って、今後の予定ですが、もう3月ですが、3月に計画を、案

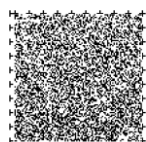


から策定という形になりまして、確定をさせていきたいと考えております。御報告は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。特別支援学級のニーズの再確認なども踏まえて開設を進めてくださっているということですが、今の御説明について御質問、御意見がおありの委員の方、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 自閉症協会です。ありがとうございます。この特別支援学級の整備計画にはとても期待しているところですが、ちょっとこの資料を読んで、1点だけ気になった部分があったので、そこだけ指摘したいと思うのですが、15ページや16ページに、もちろんその特別支援学級に本人の希望で転籍した児童が増えていると、このデータは、実際に私も実感しているところなので、本当にこれを通じて出していただいて、やはり特別支援学級に転籍、自ら望んで行かれる方も多いということが分かって、とてもよいと思うのですが、ただ、これ、「多くの児童が学びについての困難さを課題としていることも理由としている」と書かれていて、確かにこれは一部でもあるかもしれないのですが、やはりすごく個人モデルに特化した書きぶりだなと思っていて、こういうところが突っ込まれる原因になるところで、御本人に困難があるのではなくて、やはり学校の環境とのミスマッチや、御本人が、通常の学級では、刺激や情報を整理して、落ち着いて学習することができないとかいう環境とのミスマッチが原因であることも多いと思うので、今後はここを御本人の学びの困難さに限定する書きぶりにしてしまわないほうがよいのではないかとということだけ気になりました。以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございました。これはまだ案の段階ですので、今の御意見などは、私も改めて、ぜひ修正に生かしていただけたらと思いました。



○支援教育課長 どうもありがとうございます。いただいた御意見について、検討したいと思います。以上です。

○部会長 ありがとうございます、お願いいたします。ほかに何か御意見がご
ありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。——それでは、先ほど議論し
たガイドラインともいろいろと関わってくる整備計画にもなるかと思いたすの
で、先ほど委員から、少し気になる点がというような御指摘がございましたの
で、さらに読み込んでいただいて、気になることがありましたら、また意見書
を出していただくというようなことも可能ですので、お願いをいたします。本
当に選択肢を増やすというようなところを基本に、いろいろな整備が進んでい
るなということを、私もこの特別支援学級に関しても思った次第です。ありが
とうございます。

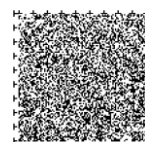
それでは資料4についてよろしいでしょうか。課長、ありがとうございます
た。

それでは、次も大事な整理をしていただいていますので、東京リハビリテー
ションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援、それから短期入
所のユニット構成の見直しということで資料をつくっていただいています。で
は、これについては障害者地域生活課長からの御説明をお願いいたします。

○障害者地域生活課長 私からは、東京リハビリテーションセンター世田谷障
害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援（生活介護）・短期入所におけるユニット
構成の見直しについて御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。東京リハビリテーションセンター世田谷障害
者支援施設梅ヶ丘は、地域生活支援型の入所施設として平成31年4月に開設し
て、世田谷区との協定に基づいて、障害者が地域で本人らしく暮らし続けるた
め、地域移行に向けた様々な支援を行っておるところでございます。

一方、令和6年度の障害福祉サービス報酬改定においては、入所施設からの



地域移行の支援に係る内容の見直しがなされたことから、この改定内容も踏まえ、これまで以上に区民ニーズに応じられる入所施設となるために、ユニット構成の改善に向けた見直しを行うものでございます。

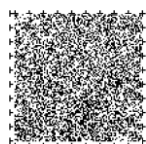
2の入所支援（生活介護）・短期入所のユニット状況についてです。各ユニットは、短期入所の児童を除き10名単位で構成され、ユニットごとに支援を行っております。

(1)のユニット状況でございます。まず上の表の入所支援のユニットの状況ですが、全体的に満床に近い状態とはなっていますが、自立体験ユニットには空床が7ございます。また、待機者については、自閉症ユニットが他のユニットに比べて多くなっています。

続いて、下の表の短期入所ユニットですが、強度行動障害を含む自閉症と知的障害者が同じユニットとなっておりでございます。(2)これまでのユニット構成の見直しでございます。通常、入所支援は日中支援と一体として行うため、開設当初は、日中は同施設内の生活介護を全員利用しておりました。しかしながら、令和3年頃より地域移行等によって多くの退所者が出て空床が発生して、利用者の減少が続いたため、入所後もこれまでの通所先は変えたくないという利用者のニーズが強かったことから、令和4年10月より、入所したまま外部施設へ通所できる自立体験ユニットを新たに設置したという経過がございます。

2ページを御覧ください。3、現在のユニット構成の課題・検証でございます。(1)自立体験ユニットですが、①にあるとおり、成果としては、当初の入所者募集において定員10名のところ31名の申込みがあつて、令和4年度から6年度にかけて入所に至った方は12名で、1年間の短い入所期間であっても生活面のアセスメントを取ることで新たな生活の場へ進むことができております。

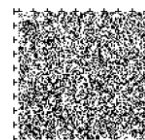
②の課題ですが、入所者募集においては31名の申込みがございましたが、実際に入所したのは12名で、入所に至らなかった19名については、在宅時に受け



られたサービスが受けられない等の理由により至りませんでした。③の検証結果ですが、区民ニーズに応じることができると考え開始しましたが、利用者の状況による様々な課題があつて、入所者を継続して獲得することができませんでした。

また、令和6年度の障害福祉サービス報酬改定においては、入所施設の地域移行促進に向け、入所者の日中サービス利用の意向確認をすることになって、外部通所を希望する場合には、入所施設を利用したまま通所できることとなったため、現在の目的での自立体験ユニットを設置しておく必要はなくなっております。続いて、(2)短期入所ですが、①の課題としては、現状の知的・自閉ユニットで強度行動障害と他の障害特性の方を同時受入れすることによって、安定して過ごすことが困難になるため、強度行動障害の方々は、他の障害者に比べて受入れが制限されている現状がございます。②検証結果ですが、強度行動障害の方に短期入所を安定して利用してもらうためには、強度行動障害支援者養成研修を受講した支援員の配置のほか、環境設定にも配慮する必要があります。③現在の待機者状況ですが、①課題としては、強度行動障害を伴う自閉症者は、家庭生活において家族の介護負担も多く、入所での支援を求めるため、他の障害に比べ待機者が多い現状がございます。②検証結果ですが、待機者状況を踏まえ、ニーズに合わせて強度行動障害を含む自閉症の定員を増やす必要がございます。

2ページから3ページにかけてになりますが、4の令和7年度からのユニット構成の見直しについてでございます。(1)自立体験ユニットについては、これまでの目的から変更して、地域移行先の見通しが決まっている利用者が、より地域生活に近い形で、移行までの体験や定着のための支援を行うことに特化したものといたします。(2)強度行動障害を含む入所支援の自閉症ユニットの定員を10人から16人に増やします。(3)強度行動障害を含む自閉症の方が安定



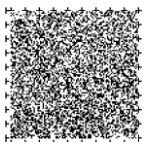
して利用できるよう、1つのユニットは自閉症のみで入所支援と短期入所を一体としたユニットといたします。(4)入所支援の自立体験と知的の短期入所を一体としたユニット編成といたします。

<見直し後のユニットイメージ>を御覧ください。一番上が現状となっておりまして、変更後のとおり、自立体験の定員を減らして自閉症の定員を増やします。一番下に変更したユニット編成を記載してございまして、入所の自閉症6人、短期入所の自閉症4人で1つのユニットを編成します。もう1つ、入所の自立体験の4人と短期入所の知的障害者6人で1つのユニットを編成いたします。5のその他ですが、施設の運営状況を確認し、報酬改定や施設に対する利用者のニーズの変化等に応じた施設運営について、今後も施設側と検討を継続してまいります。6の今後のスケジュールですが、令和7年4月から新しいユニット編成で運営を開始する予定でございます。私からの御説明は以上でございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。現状や、いろいろなニーズを踏まえて、柔軟にユニット編成も変えているということはとても大事なことだなと、お聞きしていて思った次第です。今の御説明について何かお気づきの委員の方、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。強度障害の方や、ショートステイがなかなかうまく機能しない中で、改善策をたくさん考えてくださっていて、とてもよい内容だと思いました、ありがとうございます。

それと同時に、つい最近も新聞の記事になっていましたが、たしか千葉県で高齢の強い行動障害を持っている息子さんの介護に疲れ果ててしまって、短期入所も、ずっと入所についても相談していたけれども、自治体でも入所先は無理だと言われてしまって、近隣にも迷惑をかけるので、転居も繰り返していた高齢の御両親が、ついに息子さんをあやめてしまったという悲しい事件があり



ました。

そういうことが二度と起こらないように、リハビリテーションセンターの機能としては、相談支援事業の機能もぜひ強化していただいて、待機している方々が本当にもう追い詰められている状況の場合は、全国津々浦々、世田谷区では今、受入れは不可能だけれども、日本中探せばどこかに受入先はあるので、そういう悲しい事件が再び起こらないように、相談支援員の研修なり、ほかの自治体と連携するなりして、世田谷区に限らず、出る先がある状態を目指していただきたいなと思います。以上です。

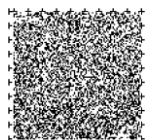
○部会長 委員、とても大事な御指摘をありがとうございました。千葉の事件に関しては、最近、裁判も行われてというところで、いろいろ注目されていますし、あの方はもともと神奈川で入所施設を検討していたのに見つからなかったということで、今、受入先を広めて暮らしの場を確保するために、相談支援員の方の役割というようなところも本当にそのとおりだなと思いましたが、ごめんなさい、リハビリテーションセンターの中には相談機能は位置づけられていたのでしょうか。

○障害者地域生活課長 相談支援事業所もございますので、やはり地域移行を進めるに当たっては、施設だけではなかなかできませんので、そういう相談支援事業所等とも連携を進めながらやっていますし、こういう強度行動障害の方の支援についても連携して行えるようにしていきたいなと思っております。

○部会長 委員、今の御説明などを聞いた上で、さらに補足の御意見はありますか。

○委員 すみません、挙手を下げるのを失念しておりました。基幹相談支援センターも入っていらっしゃるので、全国を探せば、必ず受皿のあるところがあるので、その強化はよろしくお願ひしたいところです。以上です。

○部会長 ありがとうございます。委員、お願いいたします。



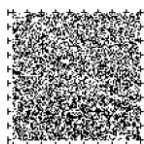
○委員 手をつなぐ親の会です。我々の会にも東リハの入所支援の施設は非常に注目されているので、今回の見直しについて会員から幾つか質問が出ております。この場で共有していくという意味で、ちょっとした質問と、一部要望もしたいです。

1つは、強度行動障害の会員のお子さんも多いので、今回の特に短期入所のところにある検証結果で、環境設定に配慮する必要があるというようなことを書かれていますが、これは具体的にどのような配慮を考えているのかを伺いたいということが1つです。

質問はあと2つあるのですが、あとは、女性の強度行動障害のお子さんが、自閉症ユニットのほうの入所を希望したときに、そのときは定員10人で、男性のみということで利用が断られていたということがあったそうですが、今回、自閉症ユニットが16人になるということで、女性の強度行動障害の方の受入れも可能になるのかをちょっとお伺いしたいということが2つ目です。

すみません、質問をもう1個です。実際に今まで短期入所を希望された、やはり行動障害のお子さんが、以前は断られていたのですが、最近、断られなくなって、さらに月2回利用していたり、「連泊でもいいですよ」みたいなことを言われるようになったということで、実は非常に喜んでいる親御さんもいらっしゃると思います。支援力が上がっていらっしゃるのではないか、お子さんの他害も自傷も結構減っているということで、逆にすごくよい状況で帰ってこられているそうなんですね。何か支援力が上がったという意見を、実はほかの方からも聞いておりまして、何か研修とか職員配置で具体的なそういう効果が上がったような理由があるのであれば、ちょっとそれも参考までに伺いたいということです。

すみません、3つほど立て続けに質問してしまったのですが、ちょっと分かる範囲でお答えいただければと思います。以上です。



○部会長 委員、ありがとうございました。3つとも大事な質問だと思います。3番目の質問は、かなり評価をしていただいた上での御質問のようですが、お願いいたします。

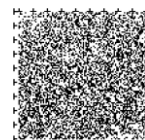
○障害者地域生活課長 御質問にお答えいたします。今回、ユニット編成を一緒にして、環境設定もしっかりやっていくということですが、先ほど言ったように、支援員については、強度行動障害支援者養成研修については、この施設については、約半数がもう受講しているというような状況で、このユニットについては支援員が全員研修を受講した方で構成できるというような強みがございます。

○委員 今、聞こえなかったです、ごめんなさい。

○障害者地域生活課長 すみません、まず人員の面ですが、先ほど強度行動障害支援者養成研修を受講した支援員の配置というお話をしましたが、東京リハビリテーションセンター世田谷については、支援員の半分がこの研修をもう受講しているということで、ユニットの中の支援員、強度行動障害の自閉症のユニットについては、皆さんが受講した支援員で配置ができるということが、まず大きい点がございます。

そのほか、やはり強度行動障害の方にはそれぞれ、提示の問題とか、いろいろな面で、環境面で配慮していかなければいけないということがございますので、それぞれの方に即して、いろいろな環境面を整備していくということもやっていかなければいけないかなというところも考えてございます。

また、支援員についても、女性の支援員はおりますので、しっかり女性の入所者を受け入れることもできると思いますし、支援員の質が上がったということですが、先ほども申し上げたとおり、積極的に強度行動障害の支援者養成研修を受講させていますので、東京都のはなかなか受けられないというところもあるのですが、その中でもかなりやらせていますので、そういう意味では、支



援力はかなり上がってきていると思います。

ここの施設は、研修で講師ができるぐらいのレベルの職員も2名ほど出ているというところもありますので、引き続き、どんどんそういう職員も活用しながら支援力を上げていければと思っております。以上でございます。

○部会長 委員、何か補足はございますか。

○委員 ありがとうございます、非常に参考になりました。またその場で、それぞれいろいろなトラブルや課題も出てくるかと思っておりますので、また現場の皆さんで、そういうものも共有して、例えばPDCAサイクルで検証していただくような、そういうことでうまく回していただければと思っております。ありがとうございました。

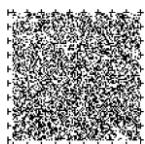
○部会長 ありがとうございます。

○委員 よろしく願いいたします。幾つかございます。

まず1つは、評価というところで、自立体験ユニットについては法的な枠組みが変わりましたので、これはもうやむを得ない変更だろうと思っております。そこについて、令和6年度の改定でしたので、今日はまだ令和6年度ですが、その中で次の年度に向けて変えていくということはあるかなと思っております。

やはり大事なところですが、先ほどの委員のお話の中にもございました。また、事務局の御説明の中にもございましたが、人の問題であります。職員の方々の量と質ですね。今のお話の中では、強行の研修を受けたりということで、大変すばらしい方も増えてきたということを楽しんでいますし、また、外部のコンサルテーションを受けているということも含めて、評価したいと思っております。

まず1つちょっとお伺いしたいことは、職員の中で欠員状況はないかどうか、最低限ミニマムを満たしているかどうかを伺いたいです。

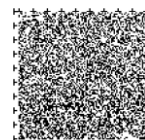


そして2つ目ですが、同じく令和6年度の報酬改定において、文章の中にもございますね、2ページの3の(1)の③検証結果に出ている最終段落の部分ですが、「また、令和6年度の障害福祉サービス報酬改定により入所施設の地域移行促進」ということがあります。それと「日中サービス利用の意向確認」と2点がありますが、この点についてしっかりと実施していくための意思決定支援ということの取組の状況、あるいは今後の見通しは、実は私も国の地域生活移行の促進に関するマニュアル作成の委員に入っているのですが、このあたりは大変重要な部分でして、世田谷区内唯一の東リハの中で、どのような取組が行われているのかということは、大変教えていただきたいところでございます。

ごめんなさい、もう1点だけ、東リハ全体のことについてですが、そもそも東京リハビリテーションセンター世田谷については、通過型の施設ということが大前提で設置されたものであろうかと思います。そのあたりについて、今回出ているところはユニットイメージの見直しということですが、こういう支援力がより必要とされる方々を受け入れるという中で、さらにこの通過型という部分がうまく展開できるであろうかという、この辺も少し見通しなどがございましたらお教えいただければと思います。以上3点でございます。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。これも大事な3点ですが、お願いします。

○障害者地域生活課長 ありがとうございます。現在、職員については、しっかり基準を満たす職員が配置できているという現状もございますし、東京リハビリテーションセンター世田谷の強みとしては、看護師がしっかり配置できているという面では、結構強みのところにはなっています。ほかの支援員もしっかり配置できています。

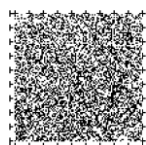


もう1つの移行確認とか意思決定支援とか、その辺の話かと思うのですが、意思決定支援のガイドラインがございますので、こちらに基づいて、職員間でその内容について話を進めながらしっかり進めているということと、チームで支援をしていくというようなことで、今、進めているところでございます。

通過型支援力の、難しい方の地域移行ということですが、今、やはり、先ほどもありましたが、施設だけでやろうと思ってもなかなかできないというところがあって、今、相談支援事業所をはじめ、いろいろな地域移行先の方々とか、いろいろな支援に当たる方々、あと区の保健福祉課とかケースワークをしているところの職員とか、そういうところともしっかり連携して、一緒に支えていきましょうよというようなことをやりながら、今そういう話を進めているところでございます。

また、やはりなかなか難しい方は、地域移行先も不安だということもあって、移行させておしまいということではなくて、移行までもしっかり寄り添っていく、また、その後もしっかり、定期的に状況確認をしていくというようなところで、もし必要があれば、こちらの短期入所等もございますので、一旦短期入所等でお預かりしてみるとかいうところも含めながら、ちょっとその方の支援がしっかりできるような形で考えていきたいというようなことで、また、地域移行がうまく進まなかった方についても、再度入所してもよいというような形にはしています。

あと今回、地域移行に向けては、今まで年数を区切っていたのですが、その方に合わせて、その方の意思決定支援に基づいて支援をして、地域移行計画のほうは見直しをして、この方はもっと長くやったほうがよいでしょうという方については見直しをしながら、その方に合った支援をしながら地域移行を進めていくということも考えてございますので、そういう形で、難しい方について



も地域移行を進められるようにと考えてございます。以上でございます。

○部会長 委員、何か補足はございますか。

○委員 ありがとうございます。今御説明いただいたところを着実にお進めいただければと思っております。本当に区内唯一の入所施設というところでは、頼みにされるものは、ほかの委員の御発言の中からも大変多かったと思います。

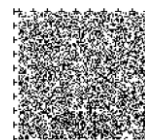
だからこそ、その支援力を高め、そして着実な地域移行、これまた今、事務局の御説明の中でも大変重要なことをおっしゃっていただきまして、東リハだけが強行の人の受皿になってはいけないということはそのとおりでございます。ですので、この世田谷区内で、強行の人を含めた、大変支援力を要する利用者の方々について、地域の中でどのような住まい方と言いましょか、このあたりも、今後ぜひとも御検討くださいますようお願い申し上げます。これは意見ですので、お答えは必要ございません。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。東京リハだけではなくて、地域全体のというようなところは、本当にこれから、私たちみんなで考えていかななくてはならないことかと思えます。ありがとうございます。このユニットの再編成などとの関連で、ほかに御意見がおありの委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、すみません、次に情報提供ということですが、とても大事な情報を資料3、資料5で準備していただいていますので、これは課長からお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料3を御覧ください。障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援取組事例集を、情報提供でお配りしました。簡単に解説させていただきます。

この事例集自体は年末、令和6年12月末に国が出した事例集になります。私もこれを見てちょっとびっくりした、少々驚いたものなのですが、いろいろ調



べてみると、令和6年7月に旧優生保護法の国家賠償請求の最高裁判決がありました。この判決を受けて、7月の下旬には、国が対策推進本部というものを立ち上げたのです。これを私も、ああ、なるほどなと思ったことは、本部長が内閣総理大臣、そして部員には全ての国務大臣が入っているという対策本部が立ち上がって、12月末にかけて検討が進んだと。

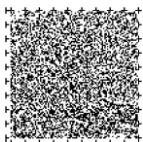
そういう中で、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画というものを立てました。この行動計画には幾つかのポイントはありますが、その1つとして、子育て等の希望する生活の実現に向けた支援を進めましょうという中で、この事例集をつくって周知していきましょうということが掲げられておりまして、今日お配りしたものがその事例集になります。

今日お配りしませんでしたでしたが、この行動計画も、ちょっと興味のある方は、インターネット上などでも読んでいただけると、なかなか興味深いものではないかと思いますので、ぜひ御覧いただければと思います。

今日、私もこの事例集の中身を一つ一つ御説明はしませんが、障害者福祉、母子保健、児童福祉関係の方々が、こうして全国で、障害のある人の結婚・出産・子育てを支えている事例が確かにあるということをお示ししている事例集かと思います。ぜひ御覧ください。こうすることで情報提供しました。これが資料3になります。

話は変わりますが、資料5に進んでまいります。こちら私どもでやっている事業の見直しの御報告になるのですが、緊急時バックアップセンター事業の運営手法の一部見直しというものになります。

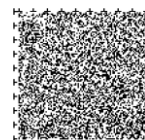
この事業については、こちら推進協でも何度か御説明、御報告しました。国が障害者地域生活支援拠点等整備事業というものを示しておりまして、5つの機能を整えなさいと。その中で緊急時の受入・対応という機能があるのですが、この柱として、私たちの区では緊急時バックアップセンターを始めまし



た。中身としては、障害者の方の当面の生活の維持のためのコーディネートをしていくのですよと、御相談があったときに、そのコーディネートができるような体制を整えましょうという事業をやってきましたというところになっています。今、画面でも出ていますが、主旨で簡単に御説明しております。こういう事業なのです、24時間365日の体制で運営していきまして、その下の経緯等という項目が出てきます。これまでで言うと、令和4年10月には3つの機能を北沢地域でモデル実施を始めました。令和6年1月には3つの機能を全区展開で始めていて、令和6年4月には、ひとり暮らし体験事業、それから専門的人材の確保・養成の研修事業なども始めていきまして、このような経緯がございます。2ページの真ん中辺りに主な役割という図をつけておるのですが、これは関係する機関の主に相談機関ですね。横軸にいろいろな機能を置いておりまして、縦方向で区の保健福祉課やぽーと、相談支援事業所、バックアップセンター、それぞれこんなことをやっていますよということが分かるように表にしています。

3ページ目の上のほうに実績等とありますが、このバックアップセンターは、12月末時点で484名の方の御登録があって、手帳の状況をお尋ねしますと、75%ほどの方が知的障害の手帳をお持ちという状況が分かっています。令和5年度の相談実績は49件、うちコーディネート対応が12件、相談機関に引き継いだものが26件という状況でしたとあります。下がって行って3ページ目の4で運営手法の一部見直しを、このようにやっていきますということで書いております。

一部見直しに当たっての考え方ですが、短期入所施設も24時間でやっています、ヘルパー事業所も、夜間も提供することがありますが、実際にバックアップセンターをやっていく中で分かったことは、連絡がついても、責任者による判断が必要で、なかなか日中以外の時間での連携は難しいなということは感じ



できました。こういうこともありながら、運営時間、受付の時間は、朝から夕方と夜から早朝で2つに分けていきましょうというものが今回の見直しの中身になります。

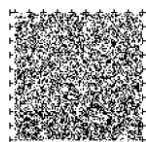
ページを進んで、事業の中身については詳しく書いてございますが、委託先というところのほうは、多分分かりやすいですね。令和7年4月から、日中は、基本的には機能は変えずにいくのですが、こちらの内容を社会福祉法人に委託します。それから②の夜の時間帯は、きちんと有資格者を配置してコールセンターをやるところに委託して契約していこうと、こんなことを考えていますという資料になってございます。5ページ以降は実績などをおつけしています。非常に簡単ですが、こういうことで御報告したものが資料5になります。御説明は以上です。

○部会長 ありがとうございます。資料3と資料5、中身は大分違いますが、本当に大事な情報をいただきました。これについて御質問や御意見がお客様の委員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、私、補足ですが、「結婚・出産・子育て」と言うと、割と若い地域の暮らしだったのですが、私、高齢の方の、みとりとか、高齢になった知的障害の方同士の御生活なども、本当に新しい支援が出てきているなと思ひまして、この家庭をつくるということは、とても大きな意味があると思ひましたが、委員、どうぞ。

○委員 すみません、手をつなぐ親の会です。この件も我々の会の会員は非常に注目しているというか、登録者も多いのですが、2つほどお伺いしたいです。

こちらの夜間と日中は受けるということについて、正直、我々の会の先日の会議でも、実はかなり不安が出ておりました。やはり夜間、コールセンターと



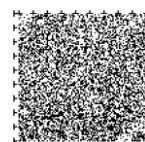
いうところで、どうしても次の日の朝まで待てないということがあったときに、区と連携という形で書かれているのですが、具体的に、やはり警察とか病院ではない、でも、その日中に、今ここにいる障害の方に何とか対応しなければいけないとなった場合の、区との連携というものが、具体的にどんなことがしていただけるのか1つです。

もう1個は、うちも登録しているので、事業所がどうなるかは、既に情報ももらっているのですが、担当される事業所が替わるということで、アセスメントを再度していただけるのかどうかと。その前のところで取った内容は、そのまま新しいところに、変な話、情報だけ行くのか、あるいは新しいところで再度登録者、新規の方も含めて、しっかりアセスメントもしていただけるのか、まあ、してほしいという話ですが、そのあたりのことについて、ちょっと2つほどお話を伺えればと思います。よろしくお願いします。

○障害施策推進課長 御質問ありがとうございます。まずコールセンター、夜から朝にかけての時間帯のほうの事業は、「必要時に区と連携する」と書いてあるけれども、具体的にはというところですが、実際に考えて、もう今、このコールセンター事業者との調整を始めておりますが、ちょっとこれは、実際に誰かしらが動かなければならないなというような、あるいは判断に困るようなことがあれば、まさに区の職員にダイレクトでつながるような形で連絡を取ってもらえるようなことで、今、調整を進めています。そういう御説明でよろしいでしょうか、お分かりいただけまででしょうか。

○委員 はい、分かりました、大丈夫です。

○障害施策推進課長 それから、アセスメントの件です。500名近くの方が今登録していて、いわばその人数分のアセスメント票がある状態ですが、基本的には今の事業者から新事業者に情報を渡し、必要な方々については引継ぎを行っていくということで考えております。



ただ、一番当初、始まった頃からの方であれば、もう2年近くたっていますので、そういうことであれば再アセスメントが必要な方もいらっしゃるかなというようなことは話としては出ております。いずれにしても、まず新事業者はしっかり引継ぎを行った上で、安定的な運営をしていく中でやっていきたいと思っています。以上です。

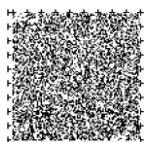
○委員 すみません。では、アセスメントについては、いずれにしても今までの檜の木会から南東北になると思うのですが、その引継ぎをされた上で、それは南東北が必要と判断するのか、あるいは例えば利用者側にその意向を確認するとか、そういう対応があるのか、そのあたりもこれからということで考えておいてよろしいでしょうか。

○障害施策推進課長 実際に具体的に、この辺の時期の人はこうやっていこう、再アセスメントしようというところまで、今、決めておりませんが、ただ、お話しのように、登録の方から、今ちょっとうちの状況は変わっていますよということがあれば、これは申し出ただいて、再アセスメントが必要ということは当然あるだろうと思っています。以上です。

○委員 分かりました。では、そのように会のほうにも報告したいと思います。ありがとうございました。

○委員 度々すみません。緊急時バックアップセンターですが、私は社会福祉士なので、求人をよく、定期的に見ると、そのコールセンターに該当する職員の求人がしょっちゅう出ているのですね。それを見て、やはり現場は大変で、長続きしないのだなということを実感しています。

自分がそのコールセンターの職員として配置されたことを想像すると、夜間は、本当にせっぱ詰まった電話がかかってきて、もうできることがないと思うのですよ。やはり電話されてくる方は、分かりやすく言えば、医療機関、救急車を呼ぶような感覚で電話をされると思うのですが、医療現場と違って、救



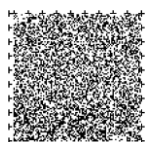
急車が来てくれるわけでもないし、救急車で空きベッドのある病院に運んでもらえるわけでもなく、幾ら訴えても、「夜が明けてから相談支援事業所のほうにお回しして、空いているところがないか探すように手配します」と言うことが精いっぱいだなと思うのですね。

なので、やはり1部屋でもよいので、こういう緊急時のために、救急搬送できるような支援体制を常に整えておくことが大切で、その受皿がない限りは、幾ら表向きだけ緊急時バックアップセンターというすごい名称のものが設置されたとしても、なかなか本来の支援につながらないのではないかと考えております。偉そうに、ちょっと厳しい言い方をしてしまいまして、すみません。以上です。

○部会長 先ほどの委員の御意見とも重なるかとは思いますが、さらに補足があればお願いします。

○障害施策推進課長 御指摘のような考えもあったので、当初からこのバックアップセンター、24時間365日で受託法人の事務所にきちんと人を配置して、体制を整えてやっていこうよということでやってまいりました。私たちも非常に悩みながらの部分ではありますが、現状として、実績を見る中で、例えば令和5年度1年間で、夜間帯にあった電話が13件ということもありまして、こういう状況ではあるけれども、今の事業者さん、なかなか相談支援人材を確保しながら、事業継続は難しいですよという話もありながら、どういう形でこの事業を安定的にやっていこうかということも踏まえたり、あるいは関係機関の様子を伺いながら、この事業をうまく安定してやっていきたいなとも考えながら見直しをしているというところになります。

いずれにしても、夜間のコールセンター、必要時にはしっかり区と連携してやっていくということで考えておりまして、何と言いましょうか、連絡漏れがないように引き継いで必要な対応をしていきたいなと思っております。以上で



す。

○部会長 委員、では、また何かお気づきのことがあったら、ぜひ御意見をいただければと思いますが、取りあえずよろしいでしょうか。

○委員 はい、大丈夫です。ありがとうございました。

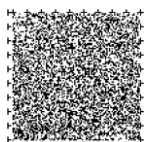
○部会長 この2つの情報について、何かほかに御意見とかがおありの方はいらっしゃるでしょうか。

それでは申し訳ありません、次に事務局からの連絡事項ということで用意をいただいていますので、お願いいたします。

○障害施策推進課長 本日は様々な御意見をいただきまして、皆様、ありがとうございました。ちょっとお配りした資料の補足説明で1つ、カラーの「せたがやインクルージョンプラン～わかりやすい版～」の冊子についてですが、こちらは今日、皆さんにお配りしましたが、今回これをつくるに当たって、世田谷区手をつなぐ親の会、Setagayaアミーゴの皆さんに大変御協力をいただきましてありがとうございました。この冊子は、御本人たちが読んでみる、手に取ってみる気持ちになるということを目指して、デザインから配布まで時間をかけて、何度も確認いただきながら作成したのになります。今日お配りしておりますが、こちらの冊子は区のホームページでも公開しておりまして、あるいは図書館やまちづくりセンターなどにも配付しております。御覧いただければと思います。

もし親の会から何か一言あればお話しいただけますでしょうか。今回はお世話になりました。ありがとうございます。

○委員 手をつなぐ親の会です。とんでもない、こちらこそ本当にお世話になりました。ありがとうございます。前回のノーマライゼーションプランについて、Setagayaアミーゴのほうで、関わらせていただいたのは2回目ですが、本人たちの意見が反映していただけるということで、本人たちの社会参加という



意味でも非常に大きいですし、この親の会、こういう知的障害の会があるという
ことを少しでも知っていただける機会にもなるかと思っております。なかなか
か本人たち、こういう意見を言う場が少なかったり、言えなかったりという
方々が多いのですが、こういう場をつくっていただいて非常に感謝をしており
ます。ありがとうございました。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。それでは、事務局から事務連絡
を幾つか申し上げます。

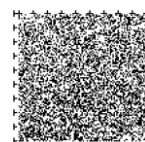
まず今日の推進協、委員会について意見提出のお願いです。今日の協議会の
資料に関する質問や御意見は3月18日火曜日までとしておりますので、よろし
くお願いいたします。

もう1点、本日の議事録についてですが、こちら後日皆様にお送りします
ので、御確認をいただければと思います。

最後、4点目です。この世田谷区障害者施策推進協議会ですが、任期を令和
5年6月18日から令和7年6月17日までの2年間としてございまして、今期の
協議会は本日までとなります。来年度の協議会は7月頃を予定しておりまし
て、この7月、来年度には新しい委員でとなつてございますので、今回の任期
では本日が最後となります。現委員の皆様におかれましては本当にお世話にな
りました。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございます。ということで、今の委員の皆さんでという
のは今日が最後ということです。本当に今日は大事な議題が、かなりテーマが
縛られていたので、まだ御発言がない委員の方もたくさんいらっしゃって恐縮
ですが、情報提供とかを含めて、このことを発言しておきたいという委員の方
がいらっしゃったらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろし
いでしょうか。あと、事務局は何かほかにありましたでしょうか。

○障害施策推進課長 新たな委員につきましては、事務局で改選の作業を進め



てまいりますので、また御協力いただければと思います。その際はよろしくお願ひいたします。

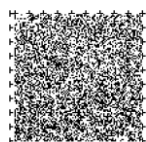
○部会長 委員、どうぞ。

○委員 いいですか。こんばんは。今日は天気が悪くて、会場に行けなくて、とても残念なんです。最後ということで、ちょっと何か今日の全体的な感想みたいなことですが、インクルージョンプランの中では、みんなと一緒に勉強したり成長したりということを目指していくと言いながらも、実際に学校を出た後の社会の中では、今日のリハセンの話などを聞いていると、やはり個々の支援が大事であったり、その人に合った、まあ、最終的には地域の中で生活をしていくということを目指して頑張っていくのだけれども、やはり個別な支援は必要なのだなということを感じます。インクルーシブと言いながらも、最後はインクルーシブへ行きたいんだけど、そこに行くまでの個別支援の在り方もすごく大事なんだなということ、今日の報告をずっと聞いていて思いました。

早く全体でやっていけばいいだろうと言うことは、やはり乱暴なのだなと思って、そのライフステージの中で個別支援を受けながら、最後、みんなと一緒になれるということを目指していくことが、まず一番大事なのだと、改めて感じましたね。

今年、障害児が学校に行ける全員就学が実施されて50年の年なのですね。ということは、50年前は、障害を持った人が教育を受けるということ自身が保障されていなくて、それに対する闘いがあったわけで、今は、一人一人に合った教育というところまでやっとなってきたのだなということを感じつつ、聞いていました。

これからも、難しい時代だと思うんだけど、一人一人を大事にすることを基本に置いて活動していかなければいかんなと思いました。勉強にな



りました。ありがとうございました。

○部会長 大事な御指摘を、またありがとうございました。学校を出た後の地域の中での暮らしのインクルーシブなというあたりを、これからまたさらに、次年度以降も追求していくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。部長、何か補足がありますか。何か言いたそうな雰囲気も、事務局にもありますので、皆さん、いろいろな思いがありだと思いますので、ぜひこの後も、さらに前へ進めるような推進協議会にしていけたらと思います。

それでは、本当に寒い中、会場に集まってくくださった委員の皆様、オンライン参加の委員の皆様、ありがとうございました。では、これで障害者施策推進協議会は閉会といたします。本当にお疲れさまでした。

午後 8 時12分閉会

